

告示第10号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、地域計画の変更案を作成したので、次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和8年2月26日

久万高原町長 河野 忠 康



記

1 縦覧期間

自 令和8年2月26日（木）

至 令和8年3月12日（木）

2 縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先

久万高原町役場 農業戦略課

久万高原町久万212番地

3 意見書提出または異議申出に当たっての留意事項

期間を過ぎての意見書の提出または異議の申出はできません。

意見の提出または異議の申出は書面によることとし、電話では受け付けられません。

4 提出された意見書の取扱い

意見書に対する個別の回答は行いません。地域計画を公告する際に、意見の要旨及び処理結果を併せて公告します。

5 地域計画の変更案を作成した地域

(1) 東明神 (2) 下畑野川 (3) 仕七川 (4) 黒藤川・沢渡